

よくあるご質問(道路工事等)

目次

- Q1 北広島市の道路工事等制度が適用される道路は、どのような道路ですか？
- Q2 承認を受けずに道路工事等した場合、罰則等がありますか？
- Q3 道路工事等箇所の維持管理は、誰が行なうのですか？
- Q4 申請時に必要なのは、どのような書類ですか？
- Q5 承認までに要する期間は、どの程度ですか？
- Q6 承認決定の連絡はありますか？
- Q7 承認書の郵送サービスはありますか？
- Q8 承認されるのは、どのような道路工事等ですか？
- Q9 掘削箇所を一時的に仮復旧したいのですが。
- Q10 冬期間（概ね12月1日から翌年の3月31日までの間）に道路工事等を行ないたいのですが。



- Q1 北広島市の道路工事等制度が適用される道路は、どのような道路ですか？
 - A 道路法に基づいて市が管理する道路(市道)です。国が管理する道路(国道)や北海道が管理する道路(道道)には適用されません。
- Q2 承認を受けずに道路工事等した場合、罰則等がありますか？
 - A 構造物の撤去や、道路の修復、百万円以下の罰金の支払い等を命令される場合がありますので、必ず正規な申請手続きを経て、承認を受けるようにしてください。
- Q3 道路工事等箇所の維持管理は、誰が行なうのですか？
 - A 道路工事等箇所は当市の所有物ですので、維持管理は、原則として当市が行ないます。ただし、舗装維持管理協定を締結した箇所、完了検査に合格していない箇所及び承認を受けずに道路工事等した箇所等の維持管理は、道路工事等承認を受けた者が行なわなければなりません。道路工事等承認を受けた者を、一般的に「承認者」といい、承認者は、上記のような維持

管理義務がある場合、法令、承認条件及び協定内容等を遵守し、当該箇所を適正に管理しなければなりません。また、道路工事等に起因して他に損害又は紛争を生じさせたときは、直ちにその旨を市長に届け出るとともに、承認者の責任において処理しなければなりません。

Q4 申請時に必要なのは、どのような書類ですか？

A 道路工事等承認申請書及び各種添付書類が必要です。また公文書の取扱い管理上、厚別警察署宛ての道路使用許可の申請書も併せて提出していただいております。詳しくは土木事務所にご相談ください。

Q5 承認までに要する期間は、どの程度ですか？

A 道路工事等承認申請の標準処理期間は、原則として申請を受理した日から7日以内(閉庁日を除く)となっております。お急ぎの場合は土木事務所にご相談ください。

Q6 承認決定の連絡はありますか？

A 原則として承認決定の連絡は致しません。お手数ですが土木事務所に電話等で処理状況をご確認ください。

Q7 承認書の郵送サービスはありますか？

A 原則として承認書の送付は致しません。お手数ですが土木事務所に電話等で処理状況をご確認の上、承認書を受取りに来てください。受取りが難しい場合は土木事務所にご相談ください。

Q8 承認されるのは、どのような道路工事等ですか？

A 当市の承認基準を満たす場合、承認することができます。詳しくは土木事務所にご相談ください。

Q9 掘削箇所を一時的に仮復旧したいのですが。

A 仮復旧処理は加熱合材や防滑処理を施した敷鉄板等の、安易に剥離することのない素材で行ってください。また仮復旧箇所は工事が完了したと見なされないため、道路管理者が引き継ぐことは出来ませんので、承認者が日常的に維持管理する必要があります。

Q10 冬期間（概ね12月1日から翌年の3月31日までの間）に道路工事等を行ないたいのですが。

A 冬期間の道路工事等は、当市の除排雪への支障や舗装状態の悪化等の問題が発生しやすいため、極力ご遠慮ください。やむを得ず施工する場合、工事箇所及び道路工事等により市が行なう道路の除排雪が困難になる区間は、工事の期間中、承認者の責任において除排雪を行なわなければなりません。

【お問い合わせ】

建設部土木事務所維持管理スタッフ 道路工事等承認担当
(TEL)011-372-3311 内線 758